

令和8年度琴平町利用者負担額表（ひとり親世帯等用）

「ひとり親世帯等」とは、児童扶養手当を受給している世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯をいいます。

階層区分		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	年度初日の前日の年齢区分／利用者負担月額				
国	町		0才	1・2才	3才	4才	5才
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	0	0
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3	C	均等割額のみ在世帯	4500	0	0	0	0
4	D1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	6000	0	0	0
	D2		48,600円以上60,000円未満	9000	0	0	
	D3		60,000円以上77,101円未満	9000	0	0	
			77,101円以上80,000円未満	26000	0	0	
	D4		80,000円以上97,000円未満	29000	0	0	
	D5		97,000円以上169,000円未満	37000	0	0	
6 7 8	D6	169,000円以上	40000	0	0	0	

- 算定の税額には、調整控除以外の住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除の税額控除の適用はありません。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯または障害者（児）世帯において、生計を一にする2人以上の子ども等がいる場合の第2子以降の利用者負担額は無料です。